

別紙第 2 勸 告

本委員会は、報告に述べた見解に基づき、職員の給与に関する条例(昭和 27 年茨城県条例第 9 号)、一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成 15 年茨城県条例第 6 号)及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成 13 年茨城県条例第 9 号)を次のとおり改正するよう勧告する。

I 令和 8 年 4 月の公民較差等に基づく給与改定のための関係条例の改正

1 職員の給与に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第 1 のとおり改定すること。

(2) 諸手当

ア 初任給調整手当

- (ア) 医療職給料表(一)の適用を受ける医師及び歯科医師に対する第 1 種初任給調整手当の支給月額の限度を国に準じて改定すること。
- (イ) 医療職給料表(一)以外の給料表の適用を受ける医師及び歯科医師で、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職員の職にあるものに対する第 1 種初任給調整手当の支給月額の限度を 52,600 円とすること。

イ 期末手当及び勤勉手当

- (ア) 令和 8 年 12 月期の支給割合

a b 及び c 以外の職員

期末手当の支給割合を 1.2875 月分(定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.7375 月分)とし、勤勉手当の支給割合を 1.0875 月分(定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.5375 月分)とすること。

b 特定幹部職員

期末手当の支給割合を 1.0875 月分(定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.6375 月分)とし、勤勉手当の支給割合を 1.2875 月分(定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.6375 月分)とすること。

c 医療大学の学長の職にある職員

期末手当の支給割合を 0.7 月分とし、勤勉手当の支給割合を 1.1 月分とすること。

- (イ) 令和 9 年 6 月期以降の支給割合

a b 及び c 以外の職員

6 月及び 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 1.275 月分(定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ 0.725 月分)とし、6 月及び 12 月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ 1.075 月分(定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ 0.525 月分) とすること。

b 特定幹部職員

6 月及び 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 1.075 月分(定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ 0.625 月分)とし、6 月及び 12 月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ 1.275 月分(定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ 0.625 月分) とすること。

c 医療大学の学長の職にある職員

6 月及び 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 0.6875 月分とし、6 月及び 12 月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ 1.0875 月分とすること。

2 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第 2 のとおり改定すること。

(2) 特定任期付職員の期末手当及び勤勉手当

ア 令和 8 年 12 月期の支給割合

期末手当の支給割合を 0.9875 月分とし、勤勉手当の支給割合を 0.9125 月分とすること。

イ 令和 9 年 6 月期以降の支給割合

6 月及び 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 0.975 月分とし、6 月及び 12 月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ 0.9 月分とすること。

3 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第 3 のとおり改定すること。

(2) 期末手当

ア 令和 8 年 12 月期の支給割合

期末手当の支給割合を 1.8 月分とすること。

イ 令和 9 年 6 月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.775月分とすること。

Ⅱ 給与制度改革のための関係条例の改正

1 職員の給与に関する条例の改正

(1) 教育職給料表

ア 教育職給料表（二）

備考第2項を、次のとおり改定すること。

2 この表の適用を受ける職員のうち次の各号に掲げる職員の給料月額、この表の額に当該各号に定める額をそれぞれ加算した額とする。

(1) 職務の級が3級である職員 15,400円

(2) 職務の級が4級である職員 7,700円

イ 教育職給料表（三）

備考第2項を、次のとおり改定すること。

2 この表の適用を受ける職員のうち次の各号に掲げる職員の給料月額、この表の額に当該各号に定める額をそれぞれ加算した額とする。

(1) 職務の級が3級である職員 15,600円

(2) 職務の級が4級である職員 8,100円

(2) 寒冷地手当

職員の給与に関する条例第13条第5項の規定による支給地域以外の地域に所在する公署のうちその所在する地域の寒冷及び積雪の度を考慮して同項の規定による支給地域に所在する公署との権衡上必要があると認められる公署として人事委員会規則で定めるものに在勤する職員に対する寒冷地手当の支給について、同項の規定による支給地域又は人事委員会規則で定める区域に居住するものに限る取扱いを廃止すること。

(3) 宿日直手当

勤務1回に係る支給額の限度を、通常の宿日直勤務は5,000円、人事委員会規則で定める管理又は監督の業務その他特殊な業務を主とする宿日直勤務は8,000円、人事委員会規則で定める病院の医師又は歯科医師の宿日直勤務は24,000円（執務時間が通常の執務日の2分の1の時間である日の退庁時から引き続く場合にあっては、それぞれ7,500円、12,000円、36,000円）とすること。ただし、その勤務時間が5時間未満の場合は、勤務1回に係る支給額の限度を、それぞれ2,500円、4,000円、12,000円とすること。

Ⅲ 改定の実施時期等

1 改定の実施時期

この改定は、令和 8 年 4 月 1 日から実施すること。ただし、Ⅱの 1 の(1)については令和 9 年 1 月 1 日から、Ⅰの 1 の(2)のイの(イ)、2 の(2)のイ及び 3 の(2)のイ並びにⅡの 1 の(2)については令和 9 年 4 月 1 日から実施すること。

2 経過措置等

(1) 第 2 種初任給調整手当に関する特例措置

令和 8 年 4 月 1 日からこの勧告を実施するための条例の公布の日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）の末日までの間における第 2 種初任給調整手当の月額算定は、1 の(1)による改定前の給料表に基づいて行うものとする。

(2) その他所要の措置

(1)に掲げるもののほか、この改定に伴い、所要の措置を講ずること。